

第2回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(火) 13時30分～13時50分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 9人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山中 寛幸	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	山口 努	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	8番	原子 一行	委員		

4. 議事日程

議案第3号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第4号	令和8年農作業標準賃金について
報告第4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第5号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について

5. 農業委員会事務局職員

局長 渡邊 英晃 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第2回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中9名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） それでは、私の方から指名いたします。
3番の佐々木清春委員と、4番の外崎雅彦委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第3号について説明いたします。
（P1）整理番号1番は、森山字鶉長根ほかの畑5筆5,949㎡を売買により所有権移転する申請です。
農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議長（高橋） 議案第3号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第4号、令和8年農作業標準賃金について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第4号について説明いたします。
（P2）令和8年農作業標準賃金ですが、参考資料として右側に近隣市町村の令和8年の標準賃金を、左側に青森県最低賃金も踏まえた事務局案を記載しております。先年度から変更となっている箇所は、労賃1日当たり7,700円のところが8,300円。それ以外の機械作業等については、前年と同額としました。

議長（高橋） 議案第4号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

続いて、報告第4号、農地法第3の3条第1項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局(白戸) 報告第4号について説明いたします。
(P4) 今回の受理は、7件で田が23筆、畑が14筆の計37筆68,103㎡が相続されました。

議長（高橋） 報告第4号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第4号については原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第5号、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、事務局より説明をお願いします。

事務局(白戸) 報告第5号について説明いたします。
(P6) ことらは、令和7年1月から12月までに締結した賃借料における賃貸料の実績となっております。田の部においては、平均額が24,700円となっております。畑の部においては5筆に満たなかったためデータなしとしています。
賃貸料を物納としている場合は、玄米60kg当たり30,000円（まっしぐら1等米概算金）りんご1箱当たり6,500円に換算し、金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
(P7) については、令和3年から令和7年までの賃借料の推移となっております。

議長（高橋） 報告第5号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第5号は原案のとおり提供することといたします。

議長（高橋） これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。